

講演

信託のフロンティア

学習院大学法科大学院教授 能見善久



1. はじめに：「財産管理」の時代

ただ今ご紹介にあずかりました能見でございます。本日は伝統あるこの大会において講演する機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。

本日は、「信託のフロンティア」というテーマで私から見た信託、あるいは信託法の現在の課題の一端についてお話ししたいと思います。そのキーワードは「財産管理」ということでございます。簡単な目次を作りましたのでそれに沿ってお話をしたいと思います。

「財産管理」は、世の中ではごく自然に行われております。自分で自分の財産を管理す

る場合には、あまり「財産管理」を意識しませんが、それでも本人の判断力が低下してきますと、自分でする財産管理が困難となり、財産管理をどうしたらよいか意識するようになります。そして、「本人による財産管理の限界」が顕著になると、そこから「他人による財産管理」が始まることになるわけです。

「本人による財産管理の限界」は、いろいろな場合に生じます。本人の判断力・財産管理能力の低下や欠如の場合、財産の性質上、専門家による管理が必要な場合、年金のように一定の仕組みを実行ないし履行するために専門的な管理が必要な場合などです。そして、これらの場合に生じる財産管理の目的あるいは手法などは実に多様であります。

このように財産管理の姿は多様であります。実は、これら多様・複雑な財産管理に対応すべき基本的な法律制度は、①委任(代理)、②成年後見、そして③信託の3つがあるにすぎません。基本的法律制度はこれだけですが、当事者間の契約で、その内容をカスタマイズしていますので、多様・複雑な財産管理のニーズに何とか対処しています。今日は、この

— 目次 —

1. はじめに：「財産管理」の時代
2. 財産管理に対する社会のニーズ
3. 法律の諸制度の対応：信託・委任・成年後見など
4. 信託の変容・発展
5. 信託とフィデューシャリーの関係再考

3つの財産管理制度を比較して、とりわけ、信託という制度に、他と比べてどのような特徴があるのかをもう一度浮き彫りにしてみたいと思います。

財産管理という視点から信託の特徴を捉えようという試みは昔からあるもので、目新しいものではありません。しかし、現在、成年後見制度や委任制度を使った財産管理制度が急速に発展しようとしています。中でも、委任制度は、後で詳しく述べますが、その柔軟性のために、ある意味で、どんな場面でも、どんな目的にでも、使えるという特徴があります。信託は財産管理の王様だと思っていたかもしれませんが、委任による柔軟性・広範性を見ますとその王座を奪われるということもあるのではないかと思います。財産管理を巡っては、このような「制度間の競争」が存在しているのです。その中で、改めて、信託にはどのような長所あるいは弱点があるのかということを考えてみたいと思います。

2. 財産管理に対する社会のニーズ

法律制度を比較する前に、社会における財産管理に対するニーズには、どのようなものがあるのか、整理してみたいと思います。

(1) カストディアン業務の高度化・効率性

第1に、資産の投資・運用・管理を「専門家」に委ねるための財産管理があります。信託銀行などが主に関与しているのは、このような財産管理です。私の講演の目次では「(1) カストディアン業務」ということで代表させています。もちろん、高度専門的な財産管理はこれに尽きるものではなく、投資・運用の判断そのものを行うアセット・マネーメン

トもあるわけですが、ここでは財産管理の効率性を追求する典型的な例として、「カストディアン業務」を挙げておきました。

もっとも、この領域は、私の専門から離れた世界であり、項目としては掲げましたが、今日の話の中心ではありません。ただ、1点だけ、専門家の皆さまを前にして恐縮ですが、この種の財産管理についての感想を述べたいと思います。それは、この種の財産管理における「情報」の意味についてです。カストディアンとして行っている財産管理においては、投資・運用の判断はしなくてよいわけですが、管理対象の財産についての「膨大な情報がカストディアンに集中」するということがあります。資産の種類・数量はもちろん、その価値・評価、課税関係、法的規制など、その資産に関する重要な情報が財産管理者に集中するわけです。物としての管理が必要な場合もありますが、財産がペーパーレス化したり、振替決済機構などの登録簿で管理されるとなると、財産管理者（受託者）が手元でしていることは、資産についての上記のような膨大な情報の管理ということになります。

ここから、2つのことが出てきます。

1つは、資産の情報を管理することの意味です。資産の運用等については、別に指図権者がおり、カストディアン（受託者）は投資判断しないわけですが、指図権者は受託者が管理している情報を頼りにして、投資・運用の判断をしているはずで、そこに、情報を管理している受託者の重要性和責任が出てくると思います。情報についての注意義務および忠実義務が一層重要かつ重くなります。情報データのミスは膨大な損失につながるおそれがあります。また、情報が万一流出した場合などの責任も生じます。

＜図1＞ 個人の一生（Time line）と財産管理のニーズの変化

	①未成年時	②成年時	③判断力低下～欠如	④死亡前後、遺産分割
対応制度	親権、未成年後見 信託	本人による管理 他人による管理・投資 ＝代理、委任、信託（投資・ 専門的管理など）	成年後見 任意後見 委任（代理） 信託	遺言、遺言執行 贈与 遺言代用信託、遺言信託
課題	親による子の財産濫用の防止、親子の財産を分離した上で管理	* 専門的な管理（投資など） * 契約法理＋フィデューシャリー義務（契約ベース＋アルファ）	* 判断力低下・欠如による自己管理困難を補完 * 多様なニーズ、安全性	* 財産承継の確実性 * ハイブリッドな承継（連続受益者、財産と議決権の分離など）

2つ目は、これも情報に関連することですが、受託者が膨大な顧客資産について情報を管理しているために、セキュリティが一層重要になるということです。今まで、「信託財産のセキュリティ」というのは、私自身あまり考えたことがないのですが、信託財産のセキュリティ対策が要求されます。どこまでの対策が受託者の善管注意義務として必要となるのかが問題となります。

(2) 高齢者の財産管理と資産承継

この部分が、本日の話の中心です。目次では「高齢者の財産管理と資産承継」となっていますが、それに限るのではなく、むしろ、個人の一生プラス次世代（資産承継）を時間軸にとって、そのような長期の時間的スパンの中で見たときの財産管理の多様なニーズを考えて見ようと思います。そして、後で、どの財産管理制度がどのようなニーズに対応できるのか、あるいはできないのかを分析してみたいと思います。

そこで、まず、図1をごらんください。個人の一生を時間軸にとった財産管理のニーズを記してあります。個人の財産管理は、いろいろな局面で必要になりますが、①未成年時、

②成年時、③判断力低下・欠如時、④死亡・次世代への承継というように大きく4つに分けてみました。当然のことですが、それぞれの局面において、財産管理のニーズは異なっています。

(a) 未成年時の財産管理

これまでは、「未成年時の財産管理」はほとんど意識されてきませんでした。それは、①未成年者が財産を有することが多くなかったこと、②財産があったとしても、民法が定める親権者の財産管理権によって親が管理すれば十分と考えられていたことが原因だったと思います。

しかし、近年、高齢者に集中している財産を子や孫に承継・移転することが社会の活性化にとっても必要だという考え方に後押しされ、次世代への資産承継の一環として未成年者への財産移転が増えています。各信託銀行が扱っている「教育資金贈与信託」は、厳密には財産移転とは言えないかもしれませんが、そのような方向性の信託商品であります。また、もっとストレートな贈与を内容とする信託商品も考えられています。また、信託ではありませんが、ジュニアNISAもあります。まだ始まったばかりで、この制度でどのくら

いの財産が未成年者に移転するか分かりませんが、長期的には、かなりの財産が次世代に移転することが生じるでしょう。

アメリカでも、従来から信託や贈与制度などを利用しての次世代への承継が行われております。あるアメリカの証券会社の推定では、次世代（未成年者だけが対象ではない）への資産承継として2012年から2050年までの間に、27兆ドルの資産移転が生じるとしています。これがどれだけ事実か分かりませんが、多額の資産が次世代に承継されるのは事実だろうと思われれます。いずれにせよ、こうした傾向の中で、未成年者の財産管理は重要な課題として意識されるようになってきました。

未成年者の財産管理を担う制度としては、親権者の財産管理権と信託の2つがあります。親権者による財産管理の場合には、財産の所有権は未成年者ですが、管理は親権者が行うことになっております。未成年者の財産は法的には親権者の財産とは区別されます。実際の分析があまりなく推測ですが、実際には分別管理されることは少ないのではないのでしょうか。また、親が子の財産を使ってしまう行為は、民法上も利益相反行為として制限されますが、民法における利益相反概念というのは、信託法の定める利益相反概念ほど厳格ではないので、子供の財産の保護という点では、必ずしも十分ではありません。その点、信託で財産管理されていれば、親が受託者という場合であっても、受託者には厳格な利益相反禁止義務・忠実義務・分別管理義務が課されますので、適切な財産管理が期待できます。

先ほどアメリカのことに触れましたが、アメリカ各州では未成年者に財産を贈与する制度があり（不動産の移転も可能）、資産承継を支援する法的仕組みができています。重要

なことは、財産の移転先が未成年者である場合には、移転した財産がその後も適切に管理されるように、移転後の財産管理を信託として管理する点にあります（親権者が受託者になるのが通常だが、信託会社でもよい）。日本でも、資産承継の仕組みについては議論が活発ですが、承継後の財産管理の仕方も重要なポイントです。

(b) 成年の財産管理

成年時における財産管理では、投資・運用などのためにその方面の専門家に委ねる財産管理が中心となります。この場面では、各種の制度が整備されており、皆さまに改めてお話しすることはありません。しかし、1点だけ触れておかなければ、それはこの局面では、信託だけでなく、委任や保険契約など、いろいろな法律制度が財産管理の仕組みの中で使われていることです。このうち信託においては、財産管理者が「受益者」の利益だけを考えて行動するように、信託法上、「忠実義務」とその違反の場合の厳格な責任（違反行為で得た利益＝損害と推定することで、実質上、「利益吐出しの責任」を規定している）が規定されているのに対して、委任などに基づく財産管理制度においては、そこまでの厳格な責任が法律上は規定されていません。

しかし、信託が提供する受託者の責任（忠実義務と利益吐出しの責任）は、顧客の利益保護を謳う財産管理の諸制度のモデルとなるべきものと考えます。これを実現するため受託者責任を信託以外の他の契約制度にも拡大するフィデューシャリー・デューティー（信託義務）の考え方が議論されています。私は、信託法が適用されない信託以外の契約関係においても、「信義則の法理」をもとにしてフィデューシャリー・デューティーを課すこと

ができると考えていますが、このような考え方が拡大していくことを期待しております。

(c) 判断力低下から判断力欠如した者の財産管理（高齢者の財産管理）

一般に高齢者の財産管理というように括られています。ここは実は難しい問題をたくさん抱えています。また、解決されていない問題もたくさんあると思います。その難しさの原因は幾つかあります。

第1に、ここは本人の状況や環境が刻々変化する局面であり、財産管理制度もこうした変化に対応をする必要があることです。そもそも本人の財産管理能力は突然低下するものではなく、徐々に生じます。そして、本人の判断力が欠如するに至っても、成年後見の審判が下されない限りは、本人の行為能力は制限されていないものとして、相対する相手方もそのように対応しなければなりません。

この、ある意味でグレー・ゾーンがあることが、財産管理の問題を複雑・困難にしています。たとえば、本人（委託者）に一定の指図権やその他の権限がある信託を考えてみましょう。遺言代用の生前信託においても、委託者には受益者変更権がありますので、同様の問題があります。このような信託において、判断力が低下した本人が不適切な指図をしてきた、あるいは受益者の変更を通知してきたという場合に、受託者はどう対応すべきかという問題です。有効な指図であれば、受託者としてはそれに従わなければならないのは当然ですが、場合によっては指図権者には「判断力が欠如」しており、意思能力がないので、無効な指図であったとされる場合もないではありません。また、原則として指図に従うとしても、受託者としては、委託者（本人）の本心などを確かめる必要はないのか。たとえ

ば、遺言代用の生前信託で、委託者が法定相続人である子を受益者から外し、全くの第三者を受益者にしようとした場合に、それで本当によいのかなど本人の意向を確かめる必要はないのか。

こうした問題は、これまでなかった問題です。詳しい話は今日は省略いたしますが、難しい問題であることをお分かりいただければ結構です。

では、本人が成年後見の審判を受けて行為能力を制限されると、財産管理者としては安心かということ、そうでもありません。本人の財産管理権は成年後見人が行使することになるわけですが、成年後見人の財産管理権がどこまで及ぶのかが明らかではありません。たとえば、遺言代用の生前信託は、実質は遺言と同じなので、委託者は生前、受益者を変更する権限があるわけです。この権限を成年後見の審判を受けた本人（委託者）が、行為能力を制限されているにもかかわらず行使できてよいのかという問題があります。そうかと言って、成年後見人が受益者を変更するのはかえっておかしいと言えるでしょう。受益者の変更は委託者だけができるべきで、受益者変更権は委託者の一身専属的な権利であると考えれば、成年後見人はこれを行使することができません。むしろ、成年後見の審判を受けた成年被後見人であっても、遺言能力がある以上は、受益者変更権を行使できると考えるべきなのでしょうが、遺言の変更と異なり、遺言代用の生前信託では受託者が対応することになりますので、受託者としては難しい判断をしなければならないということが生じます。

いずれにせよ、本人について状況の変化が生じると、それに応じて財産管理の仕方を常

に見直さなければならないという難しさがあるということだと思います。信託などがかなり前に作られているときには、新しい状況への対応は、特に注意が必要であるように思います。

第2の難しさは、本人が財産管理を委託する理由・目的の多様性です。目的が投資・運用に限られるならば、財産管理上の難しさはあまりありません。しかし、高齢者の財産管理は、財産の投資・運用以外の目的でなされることも多いと考えられます。たとえば、病気になった場合の入院費用の確保、家をバリア・フリーに改装するための費用、あるいは介護のためのサービスを受ける費用、その他、高齢者を取り巻くいろいろな環境変化とそれによって生じる様々に変化するニーズが考えられるので、こうしたものに対応できる財産管理を本人は希望するでしょう。

要するに、財産管理の目的は、今までの財産の投資・運用から、いかにそれを使うかという「財産の利用」へと重点が移動するものと思われれます。「財産の利用」の場面では、本人と近親者（相続人）との利害が対立することもあります。財産管理において、誰の、どのような利益を図るべきなのかが難しい問題です。本人の利益のために、多額の費用を支出することは、財産が残れば相続人に行くという場合に、相続人の利益と対立します。こうした問題に、委任、成年後見制度、信託は、どう対処するのでしょうか。後で、検討します。

(d) 死亡前後・資産の承継

時間軸をさらに右に行くと、本人が死亡し、財産が相続や遺言で承継される局面がでてきます。本人の死亡によって本人のための財産管理は終了するわけですが、この局面の課題

は、本人の生前の意向（アメリカで Living will と言われる問題）どおりに、委託された事務、財産の承継・分配などが行われるかという問題です。

委任（成年後見も）を使う財産管理は、この点が弱いということがあります。本人が死亡すると、委任は終了し、ただ、限られた事後処理だけができることになっています。この点、信託は委託者の死亡によって終了するものではなく、むしろ、委託者が死亡しても信託は委託者の描いた設計図に従って存続する点に強みがあります。

3. 法律の諸制度の対応：信託・委任・成年後見など

以上、個人の一生の時間的スパンの中で、財産管理に関して、どのようなニーズがあるかを見てきました。次に、財産管理のための各種の法制度が、これらのニーズにどのように対応しているのかを見てみたいと思います。今日は、時間の関係もあり、高齢者の財産管理の局面での、「委任と信託の制度比較」に話を絞りたいと思います。

(1) 委任・成年後見による財産管理の特徴

(a) 委任の柔軟性

委任は、民法に定められた契約類型の1つであり、極めて柔軟な内容を有しています。どのような権限を受任者に与えるかは、契約で自由に決めることができます。単に事実行為（不動産の見回り・管理など）を委任することもできるし、財産の処分や購入を委任することもできます。さらには、財産に関連しない、身上監護・高齢者の介護を委任することもできます。

このように、日本の委任制度は柔軟で、カバーする範囲が広く、どんなサービスでも提供できるという特徴があります。一見すると、委任はオールマイティで、高齢者のニーズに応えるという点では信託には勝ち目がないようにも思えます。

しかし、委任はその柔軟性のゆえに、弱点もあります。たとえば、委任で財産管理をする場合に、受任者は誰の利益を図るべきなのかという観点からいうと、委任は、契約で自由にこれを定めることができますが、信託のように「受益者」という明確な概念がありません。委任契約の解釈を通じて、その委任契約が誰の利益を図るのか決まることとなります。たとえば、委任者が受任者に一定の財産の管理を委ね、受任者の権限として、委任者の生活費等の支出、配偶者の生活費等の支出、子が生活困難な場合はその生活支援費などのために、必要に応じて財産を処分しても支払う権限を与えたとします。しかし、信託のように、複数の受益者がいる場合に、それが優先・劣後の関係にあるのか、平等なのか、などについて明確なルールがない委任では、すべて契約の合理的な解釈で決まるとしか言いようがありません。そこで、受任者の行動基準が明確に契約で決められていない場合には、受任者は実際には、いちいち本人の意向を聞いて行動するしかないでしょう。しかし、それでは本人の判断力が低下してきて適切な指図をすることができなくなると、制度として十分機能しくなくなります。

(b) 財産管理の安全性

委任では本人の財産の名義は、本人に残されたままで、受任者は代理権を有するだけの場合が通常です。そして代理権の範囲を超える財産処分行為は原則無効とされます。その

意味では、財産権を受託者に移転する信託よりも、本人にとって安全な制度であるという見方もできます。

しかし、財産管理制度は、財産を保全するだけでなく、投資・運用をしたり、さらには積極的に使用・支出するとすると、取引の便宜も考えなければなりません。委任による代理権では、その範囲が明確でないために、取引の相手方が警戒して、受任者が代理権で取引をすることを困難にしているという話も聞きます。

さらに、根本的な問題として、財産が安全に管理されるか否かは、財産管理者の資質、業法的規制の有無、万一の場合の賠償資力などに関連しますので、無権限処分に対する法的規律だけでは判断できないということがあります。こうしたことを考えると、委任の方が信託よりも一般的に安全だということにはなりません。

いずれにせよ、現在の信託銀行が信託財産の管理において極めて厳格なコンプライアンス体制を構築して対処していることは、信託財産の管理においてその安全性を大いに高めていると言えるでしょう。

(c) 資産承継場面での力不足

すでに触れた点ですが、委任は本人の死亡によって終了し、受任者は緊急の暫定的な事務処理だけ行うことができるのが原則ですから、本人の作成した設計図に従って、資産承継を行い、必要な管理を継続するというのには向いていません。この局面では信託制度が向いています。

(2) 信託による財産管理の特徴

(a) 信託財産を中心とする信託事務

伝統的に信託では、信託財産の管理・処分

が本来の受託者の任務であり、委任がなんでもできる柔軟性を有するのと比べると、できることの範囲が狭いという短所があります。そのため、高齢者の財産管理では、財産管理だけでなく、身上監護が重要な課題ですが、これを信託事務とすることができません。成年後見制度にも、同様の限界がありますが、一般の委任を使うと、「財産管理および身上監護」の両方を取り込むことができますので、高齢者の広いニーズに対応するという意味では、信託は委任に負けることがあります。

もっとも、信託で一切身上監護ができないのかということとそうではありません。信託財産の管理を中心に据えながら、その信託財産を身上監護のために使うこと、すなわち、受託者が第三者と身上監護委託契約を締結し、それに必要な費用を信託財産から支出することはできます。ちょうど、土地信託を受託した信託銀行が、自分では建物建設はしないが、適切な建設業者を選んで建設工事請負契約を締結することを信託事務として行うことができるのと同様です。

このように、財産管理の多様なニーズに応えるためには、一定の財産を管理することを信託契約の内容としつつ、その他に、受託者がプラスアルファとして、どのようなサービスを提供できるのか、ということが「財産管理」のための信託においては重要な課題になると思います。信託銀行は銀行法の適用を受けているため、できることの範囲が限定されていますが、信託法上は、信託で事業を行うこと(事業信託)も可能であると解されており、信託で信託財産を基礎におきながら、事実上広い範囲のサービスを提供できるのです。

(b) 関係者の利害に対する適切な対応

高齢者の財産管理においては、信託財産を

どのように使うかという側面が重要となると申しました。そのような場面では、財産が誰の利益のために使われるのか、が争点になります。信託では、受益者が誰であるかが明確であり、複数の受益者がいても、その間の優先劣後あるいは平等の関係が明確にされています。その点で、受益者が曖昧な委任と比べると、高齢者の複雑なニーズに応える制度として優れた点があります。そして、受託者として優先すべき受益者の利益を犠牲にして、第三者の利益を図れば、忠実義務違反となり、受託者の責任が生じます。このような信託の制度としての特徴は、高齢者の財産管理に適していると言えるでしょう。

4. 信託の変容・発展

これまで財産管理という視点から、委任と比較しつつ、信託の特徴を見てきました。その中で、信託のこれからの課題ないし発展方向についても示唆してきたつもりですが、ここで改めて、整理しておきます。

(1) 「信託財産」概念の変化

第1は、「信託財産」概念の変化です。高齢者の財産管理ということになると、受託者が管理する信託財産の種類が飛躍的に拡大します。これまで信託銀行が扱ってきた信託財産は、金銭、不動産、証券、債権などですが、高齢者が自分で財産管理できないという理由で他人に財産管理を考える場合には、その財産の全てを包括的に委ねることが必要なことが生じます。たとえば、自宅、賃貸不動産、有価証券、金銭、銀行預金、動産などさまざまな財産を有する高齢者が判断力の低下を理由に財産管理を委託する場合は、これら全て、

ある意味で「包括財産」の管理ができることが望ましいことがあります。

この点、成年後見制度では、被後見人の全財産が財産管理の対象となります。委任を使う場合には、委任事務の範囲を当事者間で合意しなければなりません。包括的に権限の範囲を定めることが可能です。

しかし、信託の場合には、信託行為で何を信託財産とするかを合意するのですが、委託者の財産を包括的に信託財産とすることができるか、学説上議論があります。集合動産、集合債権を信託することはできますが、動産、不動産、預金、債権、その他の財産を一括して「包括的に信託設定」をすることができるかについては見解が分かれています。債務も含めた「包括財産の信託」ができると便利です。これができると、債務も含めて包括的に財産を信託し、債務などは受託者が支払って、残った財産を委託者兼受益者のために管理することができるようになります。しかし、これは今後の課題です。

第2に、多様な財産を管理するということになると、逆説的ではありますが、信託財産ないし財産管理という概念が希薄化・観念化していくという現象が生じます。民法の世界の財産管理では、管理者が本当に自分で対象物を占有して管理することを想定していました。いわば「物理的な管理」です。しかし、金融の世界で使われる信託では、「物理的管理」ではなく、第三者を使って外部委託し、その第三者を監督する「観念的管理」が中心になっています。「観念的管理」は、高齢者の財産管理においても重要になるでしょう。その場合に受託者が管理しているのは「物」そのものではなく、第三者を使って構築した「財産管理のシステム」の「情報」を管理す

ることです。受託者がこうしたシステムの司令塔として機能するのが、これからの財産管理の1つのモデルになります。これならば、信託銀行にも十分対応ができます。金融資産のアセット・マネージメントと同じというわけには行きませんが、その経験を応用することが可能であると思われます。

(2) 管理における付加的サービスの重要性

第1の問題とも関連するのが、財産管理におけるサービスの重要性です。信託ですからそのコアには財産の管理がありますが、その財産をどう使うかに関して管理者がどのようなサービスを提供できるかが、これからの発展方向として重要です。

そのサービスを受託者自身が提供するかどうかは別の問題で、第三者に委託してもかまいません。高齢者へのサービスの提供を第三者に委託し、受託者はこれを監督し、必要な費用を信託財産から支払う。先ほど述べた「観念的な財産管理」のモデルを使えば、さまざまなサービスを、信託を用いる財産管理の中に取り込むことができます。こうしたサービスを高齢者に提供することで、信託は一層高齢者のニーズをくみ取ったものになります。信託の発展方向として注目したいと思います。

(3) 管理方法の進化

高齢者の財産管理において、資産の投資・運用は常に重要ですが、これに加えて、信託財産の使い方が重要となると、受託者の行動基準が今までと同じでよいのか問題となってきます。善管注意義務や忠実義務という判断枠組みは同じですが、その中で判断すべき要素、すなわち、信託財産を受益者のために有

効に利用することが必要となりますので、たとえば、本人のための生活の快適さ、QOL（Quality of Life）の追求なども考慮しなければなりません。平均的なコストの老人施設と、もっと費用を出せば快適な施設を選択できるとしたら、どちらを選ぶかという問題です。財産をできるだけ保全しようとする成年後見制度ではQOLの追求は難しいでしょう。受益者概念が明確でない委任制度でも対応が困難です。信託でも判断の難しさは同じですが、QOLの選択を可能にする仕組みだと思います。

5. 信託の原点としてのフィデューシャリー

最後に、以上のまとめとして、「信託とフィデューシャリー」について、まとめておきたいと思います。

高齢者の財産管理の問題が我々に突きつけている課題は、高齢者の多様なニーズに応える財産管理制度の構築です。ここでは、す

でに述べてきましたように、単に財産の投資・運用だけでなく、財産を高齢者のために、どう使うかが重要な問題となります。しかも、その使い方に際して、委託者＝受益者の利益を第1に考え、QOLを追求するような選択をするとなると、財産管理者である受託者は、従来はなかったような、難しい判断をしなければなりません。

受託者の、財産管理上の判断・選択が難しくければ、難しいほど、信託の原点である受託者の忠実義務をその中心としたフィデューシャリー・デューティー（信託義務）が重要になります。善管注意義務という観点からは、どちらの選択も可能だという場合であっても、本人の利益のためには、何が最適かを判断するフィデューシャリー義務の意味が改めて問われるのではないかと思います。

本日は、財産管理を巡る信託の課題についてお話させていただきました。ご清聴いただきまして誠にありがとうございました。

（のうみ よしひさ）